

筒井・赤迫地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

筒井・赤迫地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 11 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

| | | |
|---------|-------|-------------------|
| 認定農業者 | 0 経営体 | (個人 : 0 法人 : 0) |
| 認定新規就農者 | 0 経営体 | |
| 集落営農 | 0 組織 | |
| 個人 | 8 経営体 | |
| 法人 | 0 経営体 | |

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行う。現在の担い手となりうる後継者等を地域で支援をしていくが、状況の変化によってはプランの見直しを行う。農地集積については、農地中間管理事業を活用し、地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

田野地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野（熊迫、土橋、花の木、開拓）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 9 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

| | | |
|---------|-------|---------------|
| 認定農業者 | 6 経営体 | （ 個人：4 法人：2 ） |
| 認定新規就農者 | 0 経営体 | |
| 集落営農 | 0 組織 | |
| 個人 | 3 経営体 | |
| 法人 | 0 経営体 | |

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

農地集積については、農地中間管理事業を活用し、地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

赤峰地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

赤峰地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 9 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

| | | |
|---------|-------|-------------------|
| 認定農業者 | 1 経営体 | (個人 : 0 法人 : 1) |
| 認定新規就農者 | 0 経営体 | |
| 集 落 営 農 | 0 組織 | |
| 個 人 | 2 経営体 | |
| 法 人 | 0 経営体 | |

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

今後は、地域での農業を継続していく担い手に農地中間管理事業を活用し、農地を集約し地域内の農地を守っていく。

天手地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

天手地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 6 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

| | | |
|---------|-------|---------------|
| 認定農業者 | 1 経営体 | （ 個人：0 法人：1 ） |
| 認定新規就農者 | 0 経営体 | |
| 集 落 営 農 | 0 組織 | |
| 個 人 | 0 経営体 | |
| 法 人 | 0 経営体 | |

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

畑については、ほぼ担い手に集約されている。今後は、水田について担い手への集積を検討していく。

農地集積については、農地中間管理事業を活用し、地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

本村地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

本村地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 29 年 2 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

| | | |
|---------|-------|-------------------|
| 認定農業者 | 3 経営体 | (個人 : 2 法人 : 1) |
| 認定新規就農者 | 0 経営体 | |
| 集 落 営 農 | 0 組織 | |
| 個 人 | 0 経営体 | |
| 法 人 | 0 経営体 | |

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、地域内の農地を守る。今後、営農が維持できなくなった場合は中心的経営体に農地を集積できるようにする。農地集積方法として、農地中間管理事業を今後も活用し、状況の変化によってプランの見直しを行う。

大山・鼓石・竹脇地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大山・鼓石・竹脇地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 6 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

| | | |
|---------|-------|-------------------|
| 認定農業者 | 6 経営体 | (個人 : 5 法人 : 1) |
| 認定新規就農者 | 2 経営体 | |
| 集落営農 | 0 組織 | |
| 個人 | 4 経営体 | |
| 法人 | 0 経営体 | |

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

畑については参入した認定農業者（個人、法人）に大部分が集約済み。今後も畑作地については営農している農業者に集積・集約を行うが、当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し、荒廃化防止に努める。